○文部科学省告示第九十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき、認証評価機関の認証をしたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十一日

文部科学大臣　川端　達夫

名称及び事務所の所在地	役員の氏名	評価の対象	大学評価基準	評価方法	評価の実施体制	評価結果の公表の方法	評価の周期	評価に係る手数料の額
財団法人大学基準協会 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番地十三号	会　長 納谷廣美 副会長 黒田壽二、齋藤康、鈴木典比古、中村信一、八田英二、矢田俊文 専務理事 田中一昭 理　事 浅原利正、有川節夫、蟻川芳子、植木俊哉、大山喬史、勝野眞吾、川口清史、楠見晴重、小出忠孝、佐伯浩、酒井健夫、佐藤愼一、佐藤東洋士、柴忠義、白井克彦、杉原左右一、清家篤、高田邦昭、永井和之、濵口道成、原島文雄、増田壽男、水野明哲、村松泰子、山田信博、鷲田清一 監　事 今田寛、湊晶子	専門職大学院のうち公共政策分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	財団法人大学基準協会の定める「公共政策系専門職大学院基準」（平成二十一年九月制定、平成二十二年二月改訂）による	財団法人大学基準協会の定める「公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十一年九月制定、平成二十二年一月改訂）による	財団法人大学基準協会の定める「公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十一年九月制定、平成二十二年一月改訂）による	財団法人大学基準協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	五年以内ごと	一専攻あたり三百十五万円
財団法人日本高等教育評価機構 東京都千代田区九段北四丁目二番十一号	理事長 佐藤登志郎 副理事長 髙倉翔 理　事 石田恒夫、大沼淳、北島義俊、黒田壽二、小出忠孝、後藤淳、佐藤東洋士、髙柳元明、中村量一、西村駿一、野崎弘、野田起一郎、廣川利男、森田嘉一、森本正夫 監　事 齋藤力夫、塚本邦彦、中原爽	専門職大学院のうちファッション・ビジネス分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	財団法人日本高等教育評価機構の定める「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施大綱」（平成二十一年六月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の定める「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施大綱」（平成二十一年六月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の定める「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施大綱」（平成二十一年六月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	五年以内ごと	（一）一研究科あたり三百十五万円 （二）実地調査にかかわる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）